

社会福祉法人 京都ワークハウス 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都ワークハウスの役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、理事会出席報酬として1回2,227円を支給する。

2 評議員が評議員会に出席したときは、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、評議員会出席報酬として1回2,227円を支給する。

3 役員及び評議員は上記の日以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営に必要な会議及び法人役員研修等に参加した場合は、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、参加報酬として1回2,227円を支給する。その遂行で発生する交通費・手数料については、その実費を支給することができる。

法人業務及び法人が実施する事業の運営に必要な会議とは、監査業務・研修・法人事務局会議等とする。

研修等で宿泊を伴う場合は、職員旅費規程を準用するものとする。

4 理事長については、法人業務及び法人が実施する事業に必要な会議に参加、および職員に対し必要な教育など前1項から3項を除く任務を行うにあたり月額11,137円の報酬を支給する。

法人業務及び法人が実施する事業に必要な会議とは、運営会議・ケースカンファレンス・職員会議・研修・職員ヒヤリング等とする。

5 職員としての立場を有する役員については、就業規則・職員旅費規程を適用し、会議等への出席に対する報酬は支給しない。

附 則

この規程は、平成29年6月7日より適用する。

この規程は、2020年(令和2年)3月26日一部改正し、4月20日施行する。